

DV 防止法	大阪府 DV 防止基本計画
平成 13 年 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」制定	—
平成 16 年 12 月改正 ・配偶者からの暴力の定義の拡大（心身に有害な影響を及ぼす言動を追加） ・保護命令制度の拡充（子どもの接近禁止命令、元配偶者の申立ても可能 等） ・基本方針（国）、基本計画（都道府県）の策定	平成 17 年 11 月 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 （計画期間：3 か年）
平成 20 年 1 月改正 ・保護命令制度の拡充（生命・身体に対する脅迫も対象。夜間電話など禁止行為 拡充） ・市町村における基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター業務の実施 について努力義務化	平成 21 年 5 月 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（改訂 版）」を策定 （計画期間：3 か年）
—	平成 24 年 3 月 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画 （2012-2016）」を策定
平成 26 年 1 月改正 ・法律題名の改正：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 <u>等</u> に関する法 律」 ・生活の本拠を共にする交際相手等へも法律を準用	平成 26 年 1 月 法律の改正に伴い「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 <u>等</u> に関 する基本計画（2012-2016）」に改訂
—	平成 29 年 3 月 「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 （2017-2021）」を策定
令和元年 6 月改正 ・児童虐待対応との連携強化（相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を 法文上明確化、保護の対象に被害者の同伴家族も含める）	—

交際相手からの暴力
（デート DV）も含む

DV 防止法	大阪府 DV 防止基本計画
—	令和 4 年 3 月 「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を策定
令和 5 年 5 月改正 ・保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化 ⇒接近禁止命令等の申立者に精神的DVの被害者を追加 等 ・基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充 ⇒自立支援のための施策、関係団体との連携・協力を必要的記載事項に追加 ・協議会の法定化	—
令和 7 年 12 月改正 ・接近禁止命令等の禁止行為の追加 （「紛失防止タグ」を用いた位置情報の無承諾取得等を追加するもの） ・DV 防止法の改正を受け、基本方針を改定	—